

令和元年度
横浜市環境衛生業務実施結果



横浜市保健所

環境衛生業務実施結果目次

項目	ページ
I はじめに	1
II 実施期間	1
III 重点取組事項	2
1 ラグビーワールドカップ 2019 TM 、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた監視指導の強化	2
2 蚊媒介感染症対策	3
3 レジオネラ症防止対策	5
IV 監視指導業務	8
V 調査・啓発事業	13
VI 環境衛生関係の相談対応等	13
VII 自主衛生管理の推進	14
VIII 今後の取組について	14

令和元年度 横浜市環境衛生業務実施結果

I はじめに

横浜市保健所では、安全で快適な市民生活を確保するため、年度ごとに「横浜市環境衛生業務実施計画」を策定しています。

令和元年度は、重点取組事項として、ラグビーワールドカップ 2019TM、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた監視指導の強化、蚊媒介感染症対策等に取り組みました。

また、市民の皆様の日常生活に密接な関係のある理容所、美容所、クリーニング所や公衆浴場等への定期的な監視指導、住まいの衛生やねずみ・衛生害虫等に係る相談対応を行いました。

令和元年度の業務実施計画に基づく実施結果についてお知らせします。

II 実施期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで



Ⅲ 重点取組事項

1 ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた監視指導の強化

令和元年9月から開催されたラグビーワールドカップ2019™や、東京2020オリンピック・パラリンピックにおいては、横浜市の会場でも試合が行われ、国内外から多くの人々が来場することが予想されました。については、イベント開催に伴い不特定多数の人が利用することが想定される、旅館、興行場、特定建築物等の施設への立入検査等を実施しました。

(1) 旅館、興行場、特定建築物等への監視指導の強化

競技会場をはじめ、宿泊施設や大型商業施設等、大会開催に伴い観光客が利用すると予想される施設について、開催前に、旅館業法、興行場法、建築物衛生法等に基づいた立入検査を実施し、適切な衛生管理が行われているか監視しました。

また、旅館については、宿泊者名簿の記載等に関するチラシを配布し、宿泊者名簿の適切な記載等の啓発を行いました。

その他の対象施設についても、トコジラミ等衛生害虫について、チラシを配布し啓発を行いました。

表1 監視施設数

	旅館	興行場	特定建築物	公衆浴場	プール	合計
監視件数(延べ件数)	184	30	46	5	1	266

啓発用チラシ「宿泊者名簿の記載・保管を適切に行いましょう」(抜粋)

(表)

(裏)

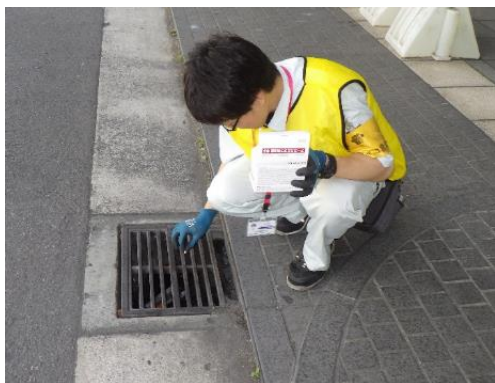


(2) 蚊媒介感染症対策の強化

蚊媒介感染症(デング熱、ジカウイルス感染症等)の発生を防止するため、媒介する「ヒトスジシマカ」の発生源対策として、会場内及び周辺、イベント会場の雨水桝へのIGR剤(昆虫成長阻害剤)投入による蚊幼虫駆除を実施しました。

また、市内での蚊媒介感染症の発生を想定した実地訓練を行いました。

蚊幼虫駆除



作業委託：(公社) 神奈川県ペストコントロール協会

実地訓練



2 蚊媒介感染症対策

蚊が媒介する感染症には、デング熱やジカウイルス感染症（ジカ熱）、チクングニア熱、ウエストナイル熱、日本脳炎など様々な種類があります。

このような蚊媒介感染症を予防するため、市民の皆様に向けて蚊媒介感染症に関する周知・啓発を行いました。また、感染リスクの把握のため、蚊のサーベイランス調査を行いました。

(1) 蚊媒介感染症予防に関する周知・啓発

6月を蚊媒介感染症予防啓発強化月間とし、「蚊を増やさない・蚊に刺されない」対策をお知らせするために、市営地下鉄ブルーライン車内のポスター掲示、各区生活衛生課の窓口等でのちらしの配布を行いました。

また、令和元年6月4日に開催された「虫の日イベント～人に不快な虫・獣展～」(公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会主催)に参加し、蚊媒介感染症に関するパネル等を展示しました。



啓発用ポスター

「蚊を増やさない・蚊に刺されない」

(2) 蚊のサーベイランス事業

蚊の生息状況を把握するとともに、蚊媒介感染症のウイルスを保有する蚊が生息していないかを調査するため、市内の公園等で蚊の捕獲を行い、蚊媒介感染症ウイルスの保有等について検査を行いました(表2)。

調査の結果、捕獲された蚊からデングウイルス等は検出されませんでした。

実施時期：令和元年5月中旬から10月上旬まで

実施回数：山下公園、新横浜公園*他4か所 月2回×6か月、 合計12回
シンボルタワー 月2回×3.5か月 合計7回
その他公園等18か所 月2回×5か月 合計10回

調査地点数：市内公園等26か所(延べ271ポイント)

※ 新横浜公園(日産スタジアム)については、東ゲートと西ゲートの2か所で調査を実施

表2 蚊の生息状況調査結果（CDC ライトトラップ法）（平成27年度～令和元年度）

調査年度	調査期間	調査地点	調査期間	捕獲蚊		デングウイルス等
				種類	全捕獲数	
27年度	6～10月	25	20週	7属12種	9,235	全て不検出
28年度	5～10月	25	22週	6属11種	10,548	
29年度	5～10月	25	22週	5属10種	10,685	
30年度	5～10月	25	22週	5属10種	10,284	
令和元年度	5～10月	26	22週	7属11種	11,142	

蚊の生息状況調査方法について

蚊のサーベイランス事業では、2つの調査方法により、蚊成虫の生息状況を調査しました。「CDC ライトトラップ法」は全ての調査箇所を実施し、「人囀法」は山下公園、横浜公園、新横浜公園で実施しました。



- ・装置を夕方から翌日午前中まで設置
- ・その地点にいる蚊の種類相の調査に適している

CDC ライトトラップ法



- ・調査者が捕虫網を足元で8分間振り蚊を採取する方法
- ・短時間で調査が可能
- ・昼間に活動するヒトスジシマカ等の調査に適している

人囀（ひとおとり）法

3 レジオネラ症防止対策

レジオネラ症は、レジオネラ属菌という細菌を含んだエアロゾル（微細な水しぶき）などを吸入することにより肺炎等を起こす感染症です。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において四類感染症に指定されており、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出ることが義務付けられています。人から人へは感染しませんが、特に高齢者が感染しやすく、市内でも毎年数十人の患者が発生しており、死亡例も報告されています。

レジオネラ属菌は、自然環境中に広く存在している細菌ですが、浴槽や給湯設備など温水が循環・停滞する設備に入り込むと増殖しやすいため、これらの設備の衛生管理を適切に行い、レジオネラ属菌の増殖を防ぐことが重要です。

横浜市では、「横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱」により、レジオネラ症を防止するための設備管理方法などを定めています。令和元年度は高齢者が利用する社会福祉施設等を対象に、同要綱に基づき立入調査を実施し、レジオネラ症防止対策の徹底を図りました。

また、レジオネラ症患者の発生時には、患者が利用した施設の調査や必要に応じた改善指導を行いました。

さらに、パンフレットの配布等によりレジオネラ症の予防について広く周知を行いました。

(1) 社会福祉施設等への立入調査、指導

高齢者が利用する社会福祉施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など）や、横浜市が所管する公共施設（地区センター、地域ケアプラザなど）、病院等に対して立入調査を実施し、入浴設備などの維持管理状況の確認や適切な維持管理の指導を行いました（表3）。

また、社会福祉施設の管理者を対象とした講習会で、176施設に対し、設備の管理台帳や年間管理計画書を作成し、適切に衛生管理を行うよう周知しました。



表3 社会福祉施設等への立入調査件数（延べ施設数）

種類		調査施設数	合計
社会福祉施設	特別養護老人ホーム	99	283
	介護老人保健施設	51	
	有料老人ホーム	93	
	ショートステイセンター	7	
	その他	33	
公共施設 （建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条に規定する特定建築物を除く）			96
病院			97

(2) レジオネラ症患者発生時等の対応

令和元年度は市内医療機関から55件のレジオネラ症患者の発生届出があり（表4）、また、他自治体からレジオネラ症患者発生に伴う調査依頼が7件ありました。

発生届出のあったレジオネラ症患者は高齢者が多い傾向があり、特に年代では60

代以上が多く、性別では男性が多く見られました（図）。患者発生時対応として、感染原因究明、感染拡大防止のため、感染症担当部署と連携して患者行動履歴の調査、患者利用施設の調査・検査を行いました。

患者が使用した入浴設備など、感染源の疑いがある設備を対象にレジオネラ属菌の検査を行い（表5）、浴槽水等からレジオネラ属菌が検出された場合は、設備の清掃・消毒の実施や管理計画の改善等を指導しました。

表4 レジオネラ症患者発生届出件数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
61	46	35	42	55

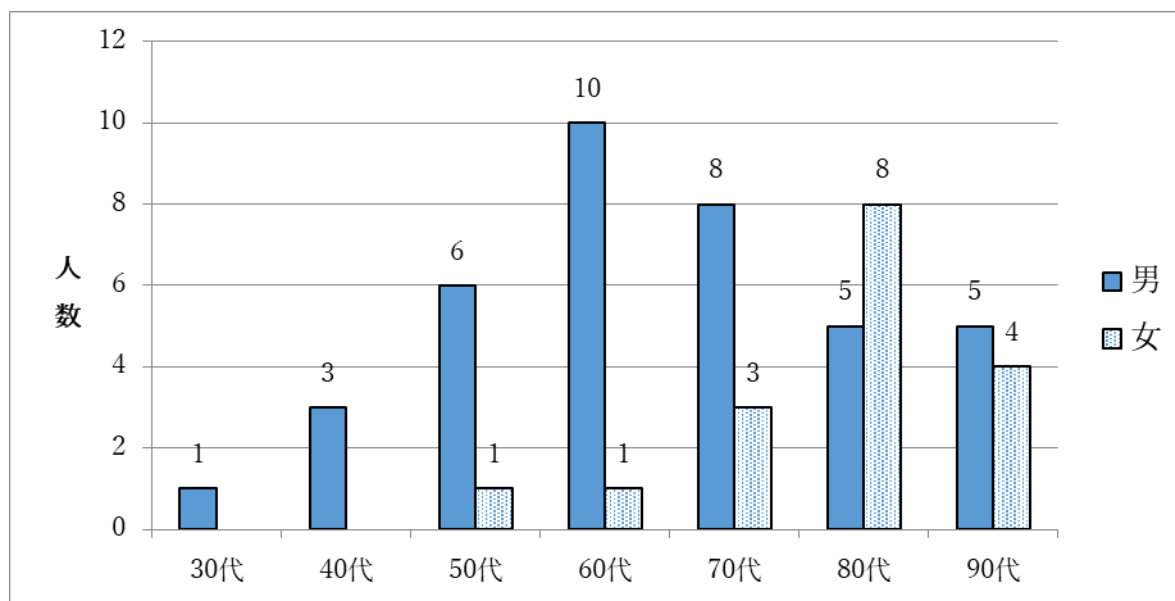


図 性別・年代別レジオネラ症患者数（令和元年度）

表5 レジオネラ属菌検査件数（延べ施設数）

	検査施設数	レジオネラ属菌 検出施設数
自宅	22	3
公衆浴場	7	1
社会福祉施設	13	0
その他	5	0
合計	47	4

(3) レジオネラ症に関する周知・啓発

ア 家庭向けパンフレットの配布

家庭におけるレジオネラ症対策についてのパンフレットを各区生活衛生課の窓口で配布しました。また、パンフレットをホームページに掲載し、広く周知・啓発を行いました。

イ 施設管理者向けパンフレットの配布

設備管理上のレジオネラ症防止対策のポイントについてまとめたパンフレットを施設管理者へ配布しました。



周知・啓発用パンフレット（左：家庭向け 右：施設管理者向け）

IV 監視指導業務

1 営業関係施設

環境衛生営業施設の立入調査を実施し、施設の衛生管理状況等の確認を行いました（表6）。管理の不備等があった場合は、改善を指導するとともに改善状況の確認を行いました。

表6 環境衛生営業施設の監視指導件数

業種	対象施設数	監視施設数（延べ件数）
旅館・ホテル	400	322
興行場	90	59
公衆浴場	301	277
理容所	1,690	558
美容所	4,482	947
クリーニング所	1,688	420
化製場・死亡獣畜取扱場	2	0
家畜及び家禽舎	219	88
産あい物処理業	1	1
温泉利用許可施設	63	86
プール・海水浴場	152	134
合計	9,088	2,892



公衆浴場



興行場



海水浴場

2 特定建築物・建築物登録業

多くの人を利用する大規模なオフィスビルやショッピングセンターなどのうち、建築物衛生法[※]により衛生的な室内環境を確保するための維持管理が義務付けられている施設（特定建築物）を対象に、立入調査を実施しました（表7）。

また、清掃や空気環境測定などの維持管理を行う専門の事業者（建築物登録業）の事業所に立入調査を行いました。

立入調査の結果、不適であった項目については、改善を指導するとともに改善状況の確認を行いました。

※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

表7 特定建築物・建築物登録業の監視指導件数

	対象施設数	監視施設数 (延べ施設数)	監視結果（主な不適事項）
特定建築物	1,428	477	・空気環境測定結果（相対湿度・温度等）が基準を満たしていない ・加湿装置及び排水受けの点検・清掃が十分でない
建築物登録業	456	96	・業務に使用する機械器具の台帳が整備されていない ・従事者の研修が適正に実施されていない

特定建築物とは？

特定建築物とは、多数の方が利用する建築物のうち、建築物衛生法で定める床面積以上[※]の大きさの、百貨店・オフィスビル・図書館等の大規模な施設のことで。

※ 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校などの用途に用いられる部分が3,000m²以上（学校教育法で定められた学校では8,000m²以上）



建築物登録業とは？



建築物登録業とは、建築物の環境衛生上の維持管理（清掃、空気環境測定、排水管清掃など）を行う事業者のうち、従事者の資格や使用機器等、建築物衛生法で定める一定の要件を満たしており、横浜市長の登録を受けている事業者をいいます。

3 専用水道・簡易給水水道の衛生対策、受水槽施設に対する指導

受水槽とは、マンションや事務所ビルに設置されている飲料水を貯めておくタンクのことです。維持管理を怠ると、飲料水が汚染され、健康被害を招く恐れがあるため、法律や条例で定期的な清掃や管理状況検査の受検などが義務付けられています。

受水槽が設置されている水道施設は、受水槽の有効容量（貯められる水の量）や設置形態などによって分類され、それぞれ管理基準が定められています（表8）。

表8 受水槽が設置されている水道施設の種類及び管理基準

種別	受水槽の有効容量 及び設置形態等 (設置件数：令和2年3月末現在)	必要な管理	
		受水槽の 清掃	管理状況検査等
簡易専用水道	10m ³ 超 (6,388件)	1年以内に 1回実施す ること	管理状況検査を 1年以内に1回受検すること 自己点検を実施すること
小規模受水槽水道	8m ³ 超 (924件)		
	8m ³ 以下 (地下式：375件)		
	8m ³ 以下 (床上市・ビルピット式 ：5,952件)		

(1) 管理状況検査の受検指導

管理状況検査の受検義務があるにもかかわらず受検していない受水槽の設置者に対して、管理状況検査を受検するよう指導を行いました（表9）。令和元年度の受水槽種別ごとの受検施設数及び受検率は表10のとおりでした。

表9 管理状況検査の受検指導実施状況

種別		指導対象施設数 (平成30年度 未受検施設) (A)	受検 施設数 (B)	廃止等 施設数 (C)	未受検 施設数 (A)-(B) -(C)	受検率(%) (B/(A-C))
簡易専用水道		464	105	63	296	26.2
小規模 受水槽 水道	有効容量8m ³ 超	105	23	11	71	24.5
	有効容量8m ³ 以下 (地下式)	135	21	19	95	18.1

表10 管理状況検査の受検施設数及び受検率（令和2年3月末現在）

種別		施設数*	受検 施設数	受検率 (%)
簡易専用水道		6,388	5,291	82.8
小規模 受水槽 水道	有効容量8m ³ 超	924	775	83.9
	有効容量8m ³ 以下 (地下式)	375	234	62.4
簡易給水水道		10	9	90.0

※受検義務のある施設

(2) 受水槽施設への立入調査

管理状況検査の結果、不適事項があった受水槽などに立入調査を実施し、改善措置を行うよう指導しました（表 11）。また、必要に応じて直結給水方式（受水槽に飲料水を貯めず、水道管から直接給水する方式）へ切り替えるよう助言しました。

表 11 受水槽施設立入調査件数（延べ施設数）

	対象施設数	立入施設数
簡易専用水道	6,388	668
小規模受水槽水道	7,251	191
合計	13,639	859

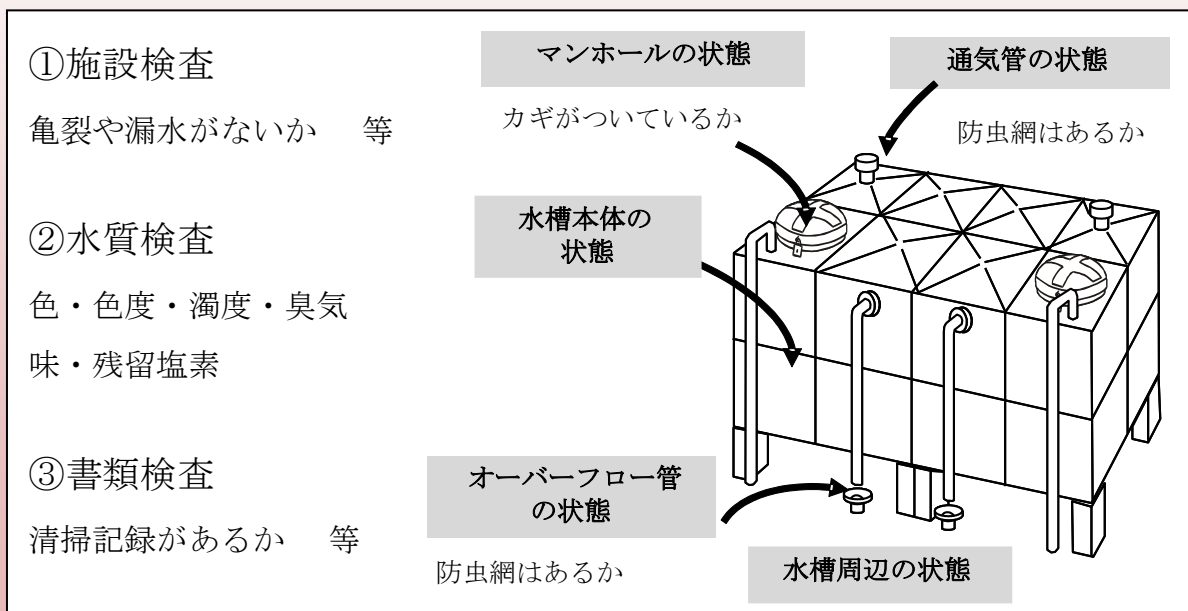
管理状況検査とは？

管理状況検査とは、受水槽の亀裂や漏水の有無などの水槽の状態や、ゴミが無いかなどの水槽周囲の状況、マンホールや防虫網の確認、簡易な水質検査などといった、受水槽の総合的な管理状況を確認する検査です。

検査は、専門的な知識を持つ検査員が行います。

受検義務のある受水槽の設置者の方は、1年以内に1回この検査を受けなければなりません。

受水槽管理状況検査の検査項目



(3) 小規模な受水槽の設置者に対する自己点検の実施及び報告の指導

受水槽の外壁が外部からすべて点検でき、有効容量が8 m³以下のものは、専門の検査機関による管理状況検査の義務付けはありませんが、設置者が自ら受水槽の状態を点検し、点検結果を横浜市へ報告することが義務付けられています。このことについて、受水槽の設置者に改めて周知し、自己点検結果を報告するよう指導を行いました(表 12)。

表 12 小規模受水槽水道（地下式を除く 8 m³以下）の自己点検結果報告状況

対象施設数	報告施設数
5,952	950

(4) 飲料水健康危機管理対応調査

受水槽施設の水質異常を原因とする健康被害が懸念される事故発生時に、現地調査を行い、速やかに原因を究明し適切な対策を講じるよう、施設管理者等に指導しました(表 13)。

表 13 飲料水健康危機管理対応調査件数

対応件数	事故内容
2	給水末端から異物等



4 家庭用品の試買検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質の含有量等の基準が定められた家庭用品について、一般に流通している製品の安全性をチェックするため、試買検査を実施しました(令和元年6月から12月まで)。

小売店7施設に立ち入り、乳幼児用繊維製品(ベビー服、よだれかけ等)51検体、乳幼児用以外の繊維製品(タオル、靴下等)5検体、家庭用化学製品(住宅用洗剤、家庭用エアゾル製品等)12検体、合計68検体の試買検査を行った結果、基準を超えた製品はありませんでした。

V 調査・啓発事業

温泉実態調査

神奈川県からの依頼に基づき、温泉法に基づく許可を受けている市内の源泉（42か所）及び温泉利用施設（46施設）について、実態を把握するため、温泉の利用量（揚湯量）及び利用状況等の調査を行いました（令和元年8月から令和2年3月まで）。

VI 環境衛生関係の相談対応等

1 住まいの衛生に関する相談

シックハウス症候群[※]やダニ、カビ、結露など住まいに関する市民の皆様からの相談に対応しました（表14）。

また、区役所の両親教室等で住まいの衛生に関する講習会を実施しました（22回実施、受講者392人）。



表14 住まいの衛生に関する相談件数

相談内容	相談件数
シックハウス症候群（ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物）	23
ダニ・ダニアレルゲン	7
結露・カビ	13
その他	26
合計	69

※ 新築・改築後に建材等から発生する化学物質により、居住者が様々な体調不良を起こすこと

2 ねずみ・昆虫等の相談

スズメバチやねずみ、その他の衛生害虫について、市民の皆様からの相談に対応しました（表15）。

中でも、ハチの巣に関する相談が最も多く、令和元年度は4,237件の相談が寄せられました。相談に対応するため、「横浜市スズメバチ等対策実施要領」に基づき、自主駆除を希望される場合の防護服等の貸出や適切な駆除方法の助言を行いました。



表15 ねずみ・昆虫等に関する相談件数

相談内容	相談件数
スズメバチ	1,729
アシナガバチ	2,190
ミツバチ	61
その他ハチ	257
ねずみ	1,557
トコジラミ	255
その他衛生害虫等	1,630
合計	7,679

VII 自主衛生管理の推進

環境衛生関係施設の衛生状態を維持するには、構造設備基準及び衛生措置基準の遵守や社会情勢等にあわせた衛生管理が必要であるため、衛生意識の向上を図るとともに自主衛生管理を推進しました。

また、衛生管理状態が良好で環境衛生の向上に特に功労のあった32施設を表彰しました。



VIII 今後の取組について

レジオネラ症は、高齢の方など抵抗力の弱い方が感染しやすく、患者発生届出件数が増加傾向にあります。横浜市では、高齢の方が利用する社会福祉施設や公共施設、公衆浴場施設などを対象に、レジオネラ症防止対策の指導を行っています。今後も、レジオネラ症患者の発生時には患者利用施設等の調査を行い、改善を指導します。

また、デング熱、ジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症の予防対策を強化するため、市内施設における防蚊対策を推進するとともに、市民の皆様へ「蚊を増やさない・蚊に刺されない」対策を広く啓発していきます。

さらに、受水槽の衛生対策指導をはじめ、理・美容所、ホテル等の環境衛生営業施設や特定建築物の監視指導など、市民の皆様身近な設備・施設を対象とした衛生管理指導を行うことにより、安心・安全な生活の確保に取り組んでいきます。





横浜市健康福祉局健康安全部生活衛生課
令和2年8月発行
電話 045 (671) 2456
FAX 045 (641) 6074